平成２４年（フ）第１７７号
兵庫県高砂市伊保崎４丁目10番22号
債務者　村松　躰和
1　決定年月日時　平成24年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月27日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第２１６号
兵庫県姫路市花田町小川577番地１　上野団地９棟902号
債務者　山本　悦代
1　決定年月日時　平成24年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月27日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第２２３号
兵庫県姫路市東延末一丁目124番地ダイヤモンドコーポ703号、住民票上の住所大阪府大東市大野１丁目９番２号
債務者　藤原　千佳
1　決定年月日時　平成24年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月27日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第２３０号
兵庫県加古川市加古川町粟津633番地の１
債務者　中谷さち子
1　決定年月日時　平成24年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月27日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第２３号
長崎県島原市有明町湯江乙1546番地、前住所長崎県長崎市椎の木町14番14号
債務者　草野　　茂
1　決定年月日時　平成24年５月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月27日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２４年（フ）第２５号
長崎県雲仙市愛野町乙4050番地
債務者　田中イツヱ
1　決定年月日時　平成24年５月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月27日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２４年（フ）第２２９号
沖縄県糸満市字糸満1552番地の１　リブリー糸満302
債務者　田中伸太郎
1　決定年月日時　平成24年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月27日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第１６５号
茨城県水戸市姫子１丁目142番地の６　エステートミトＣ棟101号
債務者　甲高　　弘
1　決定年月日時　平成24年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第１８０号
茨城県ひたちなか市大字馬渡2866番地31
債務者　五十嵐武次郎（旧姓北住）
1　決定年月日時　平成24年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第１８９号
茨城県水戸市千波町2826番地の２　メゾンＨＡＲＡ・Ａ棟101号
債務者　寺門　祐一
1　決定年月日時　平成24年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第９３号
茨城県つくば市森の里37番地７
債務者　佐藤　　吏
1　決定年月日時　平成24年５月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２４年（フ）第１０８号
茨城県小美玉市田木谷700番地
債務者　髙木　洋司（旧姓雨貝）
1　決定年月日時　平成24年５月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２４年（フ）第４５号
千葉県長生郡白子町北日当347番地112
債務者　稲垣雄一郎
1　決定年月日時　平成24年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２４年（フ）第１３６号
石川県白山市八田町1329番地５、従前の住所石川県白山市中新保町38番地18
債務者　福井設備こと　福井喜代司
1　決定年月日時　平成24年５月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第１５６号
石川県かほく市浜北イ16番地１　プリムローズＪＯＹ101号、従前の住所石川県河北郡津幡町字北中条ナ１番地５
債務者　原　　喜春
1　決定年月日時　平成24年５月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第１５９号
山梨県甲府市北新１丁目６番２―240号
債務者　厚芝　妙子
1　決定年月日時　平成24年５月30日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第８９号
長野県松本市寿北７丁目23番Ｂ―101号
債務者　降簱美智子
1　決定年月日時　平成24年５月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
長野地方裁判所松本支部